

令和7年度エネルギー需給統計整備等調査事業（総合エネルギー統計関係の整備及び分析に関する調査）に係る入札可能性調査実施要領

令和7年2月3日
経済産業省資源エネルギー庁
長官官房総務課戦略企画室

資源エネルギー庁では、令和7年度エネルギー需給統計整備等調査事業（総合エネルギー統計関係の整備及び分析に関する調査）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1の登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

総合エネルギー統計は、我が国に輸入され又は国内で生産され供給された各種のエネルギー源が、どのように転換され、最終的にどのような形態で、どの部門や目的に消費されたかという国内のエネルギー・フローを表す統計である。この統計から我が国のエネルギー需給の実態を把握・分析することができ、また、エネルギー起源CO₂排出量を算定することができる。そのため、総合エネルギー統計は、我が国のエネルギー需給実態を把握・分析し、エネルギー政策の企画・立案に活用され、また、国際エネルギー機関（IEA）への我が国のエネルギー需給に関する報告や、国連に報告する我が国の温室効果ガス排出量のうちエネルギー起源CO₂排出量の算定に使われている。

上記の様な重要性に鑑み、総合エネルギー統計の精度を維持・向上させ、質の高い総合エネルギー統計を期日どおりに作成し、作成した総合エネルギー統計から我が国のエネルギー需給動向を適切に把握・分析して、エネルギー政策の企画・立案に資するとともに我が国のエネルギー需給に関する国民の理解の向上を図る。この様な目的の達成に向け、本委託調査を実施する。

(2) 事業の具体的内容

別紙仕様書参照。

(3) 事業期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 事業実施条件

当該委託調査事業は、以下の要件を満たす事業者であることが事業遂行上必要。

ア 特殊なノウハウ等

総合エネルギー統計（別名「エネルギーバランス表」）は、我が国のエネルギー需給実態を把握・分析し、エネルギー政策の企画・立案に活用され、また、国際エネルギー機関（IEA）への我が国のエネルギー需給に関する報告や、国連に報告する我が国の温室効果ガス排出量のうちエネルギー起源CO₂排出量の算定に使われている。このような重要性に鑑み、質の高い総合エネルギー統計を期日どおりに作成し、作成した総合エネルギー統計から我が国のエネルギー需給動向を適切に把握・分析することを目的としている。

そのためには、①統計及び統計学に関する幅広い専門知識のほかに、②エネルギーに関する技術的な専門知識を初め、③国際機関のエネルギー統計に関する知識や温室効果ガス排出量算定方法に関する国際的なガイドライン等に関する幅広い知識、④エネルギー経済に関するマクロからミクロまでの専門的な知識のみならず、⑤総合エネルギー統計作成のノウハウという特殊な技能を有していることが求められる。

イ 情報管理体制等

(7) 情報管理体制

- ①受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面」（情報管理体制図）及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

なお、経済産業省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を情報取扱者としてはならない。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

経済産業省が個別に承認した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

(イ) 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和7年2月6日（木）13時まで登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和7年2月7日（金）10時00分

3. 参加資格

- ・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

- ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 事業内容の決定（スケジュール、実施体制）
 - ・ 再委託先の業務執行管理（進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ）
 - ・ 報告書（構成及び作成、内容とりまとめ）
 - ・ その他、執行管理業務と想定する業務
- ②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託

費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)

II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)

III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先(再委託先、外注(請負)先以降も含む)に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間(最大36ヵ月)行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報取扱者以外の者が情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定める社内規則、②情報漏えいが発生した際の処分に関する社内規則、③親会社等の契約先に対して指導・監督等を行う者の一覧と資本・契約関係図、④契約先と指導・監督等を行う者との関係を規定する契約等の書面すべての写し、⑤事業者のシステム上のアクセス制限等の説明資料、⑥業務従事者の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍、⑦情報取扱者名簿及び情報管理体制図(別添2)の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

- ・委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

5. 提出先・問合せ先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 総務課 戦略企画室 秋間、高橋 宛て

TEL 03-3501-1511（内線4423）

E-mail akima-yuta@meti.go.jp
takahashi-kazumi@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和7年2月25日（火）12:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

(別添 1)

(様 式)

年 月 日

入札可能性調査 登録用紙

事業者名

住 所 : _____

商号又は名称 : _____

代 表 者 氏 名 : _____

連絡先

T E L :

F A X :

E-mail :

担当者名 :

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、
登録致します。

(別添 2)

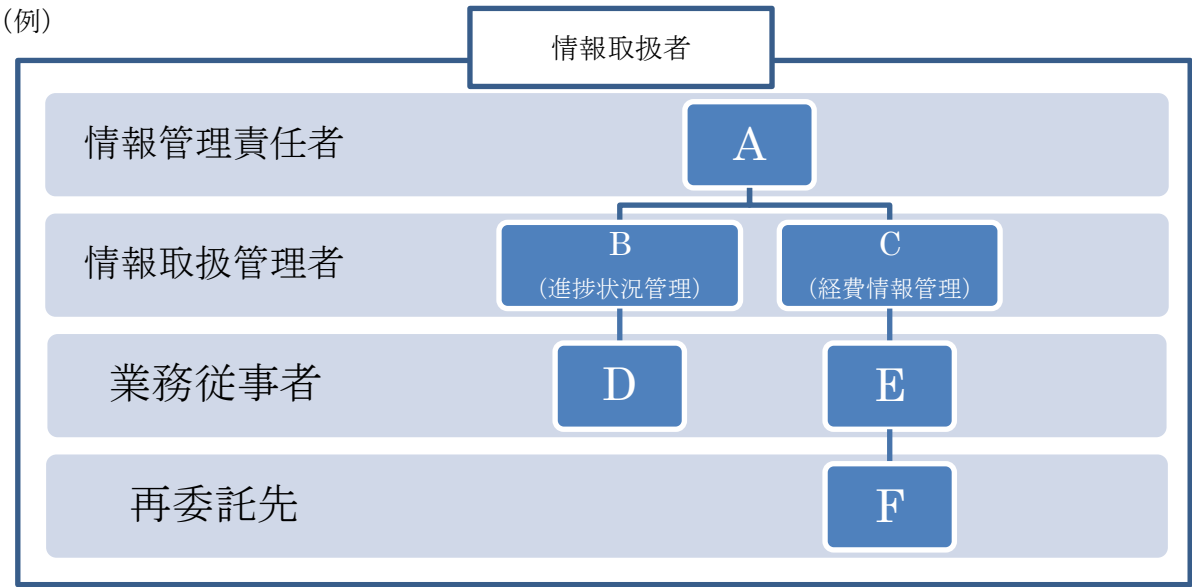
情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍 (※ 4)
情報管理責任者 (※ 1)	A						
情報取扱管理者 (※ 2)	B						
	C						
業務従事者 (※ 3)	D						
	E						
再委託先	F						

- (※ 1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※ 2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※ 3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※ 4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

②情報管理体制図



- 【情報管理体制図に記載すべき事項】
- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
 - ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

- ・経済産業省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を記載してはならない。